

8 環政第 131365 号
令和 8 年 9 月 2 日

都市計画決定権者
香川県知事 池田 豊人 殿

香川県知事 池田 豊人

高松環状道路（福岡町～檀紙町）に関する環境影響評価方法書
に対する知事意見について

このことについて、環境影響評価法第 40 条第 2 項により読み替えて適用される
同法第 10 条第 1 項の規定により、別紙のとおり環境の保全の見地からの意見を述
べます。

なお、別添の関係市町長（高松市長）の意見についても十分配慮してください。

高松環状道路（福岡町～檀紙町）に関する環境影響評価方法書に対する知事意見

このことについて、環境の保全の見地から、下記の事項について十分配慮する必要がある。

記

- 1 事業特性及び地域特性を十分に考慮した調査、予測及び評価を行った上で、環境影響が回避又は極力低減されるよう必要な環境保全措置を検討すること。
- 2 事業計画及び工事計画の具体化に当たって、設定する調査地点及び予測地点を適宜見直すとともに、より一層の環境影響の程度の低減について検討し、環境影響評価準備書（以下「準備書」という。）において検討内容を記載すること。
- 3 環境影響評価の実施中に環境への影響に関する新たな事実が判明した場合は、必要に応じて環境影響評価の項目及び手法を見直し、追加的な調査、予測及び評価を行うこと。
- 4 手続きを進めるに当たっては、地域住民及び関係機関等への積極的な情報提供や丁寧な説明に努めること。
- 5 準備書は専門性を備えた図書となるよう詳細に記載し、地域住民や関係機関等に対して説明を行う際には、文書や図、用語の使用等について工夫した資料を活用し、分かりやすい説明に努めること。
- 6 環境影響評価図書は、法令に基づく縦覧期間終了後も継続してウェブサイトへの掲載等により公表するよう努めること。
また、環境大臣に対して環境影響評価法（平成 9 年法律第 81 号）第 52 条に基づく同意を行うこと。

7 個別的事項

（１）大気環境

- ・瀬戸内海沿岸部に道路を建設する場合は、自動車の走行に伴って発生する二酸化窒素及び浮遊粒子状物質の拡散範囲が海陸風によって変化する可能性に留意し、大気質の予測及び評価を行うこと。
- ・建設機械の稼働、資材及び機械の運搬に用いる車両の運行並びに自動車の走行に伴って発生する騒音及び振動による影響が周辺地域に生じるおそれがあることから、騒音及び振動に関する影響が回避又は極力低減されるよう環境保全措置を慎重に検討すること。

(2) 水環境

- ・香東川の沿線に橋脚やトンネル構造の構造物を設置する場合は、工事の実施による地下水の水質及び水位への影響並びに建設後の道路の存在による地下水の水位への影響が生じる可能性があるため、地下水への影響に十分配慮した事業計画とすること。

(3) 日照障害

- ・高架構造の道路を建設する場合は、周辺地域に日照障害が生じるおそれがあることから、日照障害に関する影響が回避又は極力低減されるよう環境保全措置を慎重に検討すること。

(4) 陸生及び水生の動物及び植物並びに生態系

- ・香東川等の河川水域において構造物を設置する場合は、河川生態系への影響に留意し、予測及び評価を行うこと。
- ・文献その他の資料調査において重要な動物及び植物が確認されているため、これらの生息地となる場所がないか丁寧な調査を行うこと。
- ・現地調査において重要な種が確認された場合には、必要に応じて、専門家等の指導及び助言を得ながら、適切な環境保全措置を検討すること。

(5) 景観

- ・国指定史跡高松城跡周辺に高架構造の道路を建設する場合は、高松城跡の景観への影響が回避又は極力低減されるよう環境保全措置を慎重に検討すること。
- ・高架構造の道路を建設する場合は、住民の目線に立った日常生活の中の身近な景観や、海からの眺望景観に与える影響を適切に評価できる地点を追加し、調査、予測及び評価を行うこと。

(6) その他

- ・瀬戸内海沿岸部に高架構造の道路を建設する場合は、海陸風の変化によって周辺地域の暑熱環境が変化するおそれがあることから、可能な範囲で周辺地域の暑熱環境の変化を予測し、必要に応じてヒートアイランド現象を緩和するための適切な措置を検討すること。

別添

高都第186号

令和8年 7月6日

香川県知事 池田 豊人 殿

高松市長 大西 秀人



高松環状道路（福岡町～檀紙町）に関する環境影響評価方法書に対する意見
について（回答）

令和8年6月11日付け8環政第66307号で意見照会のあったことについて、下記
のとおり回答いたします。

記

- 1 環境影響評価を行う項目には入っていないが、工事の実施に伴う粉じん、騒音、振動
相談が当課に寄せられることが想定されるため、工事に当たっては、各法令等の遵守の
みならず、十分周辺の生活環境に配慮した工事を行うこと。
- 2 ページ5-7 計画段階配慮事項に係る予測・評価の結果、「大気質／騒音」において、
A案及びB案は、C案に比べ環境影響の程度は小さいと判断されているが、程度は小さく
ても環境影響があることが想定されるため、道路の設置にあたっては、竣工後の周辺住
民の生活環境に十分配慮を行い、環境影響に対する相談等に対して、真摯に対応するこ
と。
- 3 国指定史跡の石清尾山古墳群や国指定重要文化財の小比賀家が対象区域に入っている
ほか、市指定天然記念物の西方寺配水池のソメイヨシノ、国登録記念物の増井氏庭園や
県指定史跡の生駒親正夫妻墓等の指定文化財に掛かる箇所があるため、全般的事項とし
て文化財所在地との干渉を意識すること。
- 4 環境配慮事項に埋蔵文化財の有無が全く考慮されていない。既にある埋蔵文化財包蔵
地地図は公開済みのため、これの所在について考慮すべきであり、未知の埋蔵文化財の
所在が強く示唆される範囲でもあることから、事業計画の立案に当たっては、早期の分
布調査・試掘調査等を行った上で、その結果を考慮すること。

- 5 高松城跡周辺では史跡高松城跡保存活用計画に基づく将来的な史跡への追加指定や整備の希望があるため、事前の調整が必要である。また、史跡周辺の景観にも配慮すること。
- 6 事業区域には、営農地区が含まれるため、農業者からの環境影響に対する意見・相談等に対して、真摯に対応すること。